

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、その翌日)

目 次

- ◇規 則 鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則
- ◇人委規則 職務の等級の分類の基準に関する規則の一部を改正する規則
- 管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

規 則

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十三年九月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第六十八号

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則

鳥取県行政組織規則(昭和三十九年三月鳥取県規則第十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三款 工業試験場(第九十四条―第九十六条)」を「第三款

工業試験場(第九十四条―第九十六条)の二 商工指導所(第九十六条の二・第九十六条の三)」に改める。

第六条第二項の表中

国民年金課

庶務係・監理係・指導係・裁定係

記録係

を

国民年金課

庶務係・監理係・指導係・裁定第一係・裁定

第二係

に改める。

第十一条商工指導課の項第十号を次のように改める。

十 計量検定所、工業試験場及び商工指導所に関する事。

第四章第四節第三款の次に次の一款を加える。

第三款の二 商工指導所

(設置)

第九十六条の二 商工指導所を次のとおり置く。

名 称	位 置	管 轄 区 域
鳥取県米子商工指導所	米子市	米子市、境港市、西伯郡及び日野郡

(分掌事務)

第九十六条の三 商工指導所は、中小企業の診断及び巡回指導その他商工業の指導に関する事務を分掌する。

附 則

この規則は、昭和四十三年十月一日から施行する。

人事委員会規則

職務の等級の分類の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十三年九月三十日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

別表第一中

工業試験場		工業試験場		工業試験場		工業試験場		工業試験場		工業試験場	
商工指導所	企業診断員	企業診断員	企業診断員	企業診断員	企業診断員	企業診断員	企業診断員	企業診断員	企業診断員	企業診断員	企業診断員
所長	所長	所長	所長	所長	所長	所長	所長	所長	所長	所長	所長
係長	係長	係長	係長	係長	係長	係長	係長	係長	係長	係長	係長
一般吏員職	一般吏員職	一般吏員職	一般吏員職	一般吏員職	一般吏員職	一般吏員職	一般吏員職	一般吏員職	一般吏員職	一般吏員職	一般吏員職
その他の職	その他の職	その他の職	その他の職	その他の職	その他の職	その他の職	その他の職	その他の職	その他の職	その他の職	その他の職

附 則

この規則は、昭和四十三年十月一日から施行する。

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十三年九月三十日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第四十二号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（昭和三十三年十月鳥取県人事委員会規則第二

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月三百円（送料を含む。）】

鳥取県人事委員会規則第四十一号

職務の等級の分類の基準に関する規則の一部を改正する規則

職務の等級の分類の基準に関する規則（昭和三十六年三月鳥取県人事委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

十二号）の一部を次のように改正する。

別表の知事の事務部局の項中

工業試験場	場	長	百分の十六
工業試験場	場	長	百分の十六
商工指導所	所	長	百分の十六

附 則

この規則は、昭和四十三年十月一日から施行する。

に改める。

を

を

に改める。